⑺　技術提案が適正であること。
⑻　本工事に経常建設共同企業体として申請書を提出した場合、その構成員は単体として申請書を提出することはできない。
⑼　申請書及び確認資料の提出期限の日から開札時までの期間に、「沖縄総合事務局工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成27年４月１日付け府総会計第375号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑽　本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑾　同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないこと。
⑿　「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）及び「内閣及び内閣府所管各組織等が行う公共事業等からの暴力団排除の推進について」（平成25年12月11日付け閣総会第514号及び府会総1190号内閣官房内閣総務官室会計担当内閣参事官及び内閣府大臣官房会計課長通知）に基づき、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事及び内閣府所管に係る発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⒀　以下に定める届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

3　総合評価落札方式に関する事項
⑴　評価項目
①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）
②　企業評価・技術提案
⑵　総合評価の方法
①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を50点とする。
②　「施工体制評価点」の算出方法は、上記⑴①の評価基準に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、「施工体制評価点」を与える。
③　「加算点」の算出方法は、上記⑴の評価項目（企業評価・技術提案）について評価した結果、得られた「評価点数の合計値」に加算点の最高点50点を評価点数の最高点（満点：点数の詳細は入札説明書による）で除した値を乗じて求められる点数を「加算点」として与える。
{加算点＝評価点数の合計値×（加算点の最高点50点／評価点数の最高点（満点：点数の詳細は入札説明書による））}
④　価格と価格以外の要素を総合的に評価する施工体制確認型総合評価落札方式（標準Ａ型）は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内での入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点＋施工体制評価点＋加算点}／入札価格。以下「評価値」という）により行う。
⑤　「施工体制評価点」の評価結果が低い者に対しては、「施工体制評価点」の得点割合に応じて「加算点」についても減じる措置を行う。
⑶　落札者の決定方法
①　入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。なお、落札の条件は、次のとおりとする。
ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
イ　技術提案が発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。
また、「評価値」が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。ただし、落札者となるべき者の「入札価格」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、落札の条件ア及びイを満たす者かつ適正な「入札価格」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。
②　上記①において、「評価値」の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
③　落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うものとする。
⑷　評価内容の担保　実際の施工に関しては、技術提案に記載された内容により施工し、工事完了後に履行状況について検査を行う。受注者の責により記載内容が満足できない場合は、工事成績評定を未実施の評価項目ごとに３点を減ずることとする。

4　入札手続等
⑴　担当部局　〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号那覇第２地方合同庁舎２号館　沖縄総合事務局総務部会計課支出負担行為第二係　成底絵奈美　電話098―866―0031（内線81341）
⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法
①　交付期間　別表①に示す日時
②　交付場所　入札説明書等は、電子入札システムにより交付する。ただし、やむを得ない事由により、書面による交付を希望する場合は、上記⑴にて交付するので、あらかじめ連絡すること。
③　その他　配付資料は無料である。
⑶　申請書の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　別表②に示す日時
②　提出場所　上記⑴に同じ。
③　その他　電子入札方式により提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、発注者の承諾を得て、紙入札方式による場合は上記⑴へ持参又は郵送（郵便書留や宅配便など配達の記録が残るものに限る。）するものとする。
⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　別表③に示す日時
②　提出場所　上記⑴に同じ。
③　提出方法　持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。
⑸　入札、開札の日時、場所及び提出方法
①　開札日時　別表④に示す日時
②　開札場所　沖縄総合事務局７階入札室
③　入札、確認資料及び技術提案書の受付期間　別表⑤に示す日時
④　提出方法　受付期間内に電子入札方式により入札書、工事費内訳書及び技術提案書様式１～２を提出すること。なお、確認資料及び技術提案書が、10ＭＢを超える場合の提出方法については、資料持参（郵送）確認書を提出期間内に電子入札システムに登録したうえで、提出必要書類一式を紙形式により持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）によることができる。
⑤　留意事項　紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

5　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語、通貨及び単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第51号）に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行那覇支店）
ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行那覇支店）又は銀行等の保証（取扱官庁沖縄総合事務局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。
また、入札保証保険契約の締結を行った場合又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。
②　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行那覇支店）
ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。
ア　利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行那覇支店）